

# 住民意見聴取について

平成15年12月3日

# 第5・6回流域委員会での 提示内容及び審議の概要

## これまでの提示内容

### 意見聴取の実施主体等（案）

#### 住民意見の聴取方法

委員会の意見を踏まえた方法により、河川管理者が意見聴取を実施する

#### 河川整備計画への反映方法

委員会の意見を踏まえた方法により、河川管理者が反映する

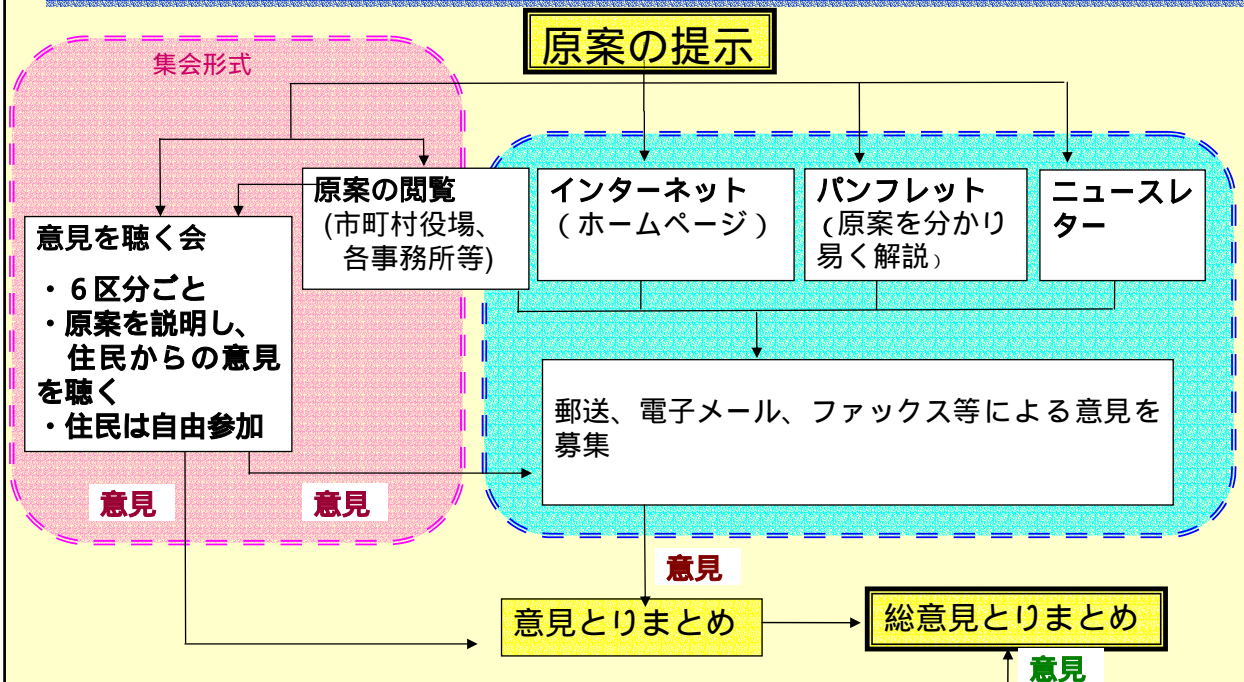
## これまでの提示内容

### 意見聴取の時期（案）

河川管理者から「河川整備計画  
(原案)」が提示された段階

# これまでの提示内容

## 住民意見聴取の流れ



集会形式とその他の方法の組み合わせにより意見聴取を行う。

第6回流域委員会で提示

## これまでの提示内容

### 意見を聴く会について

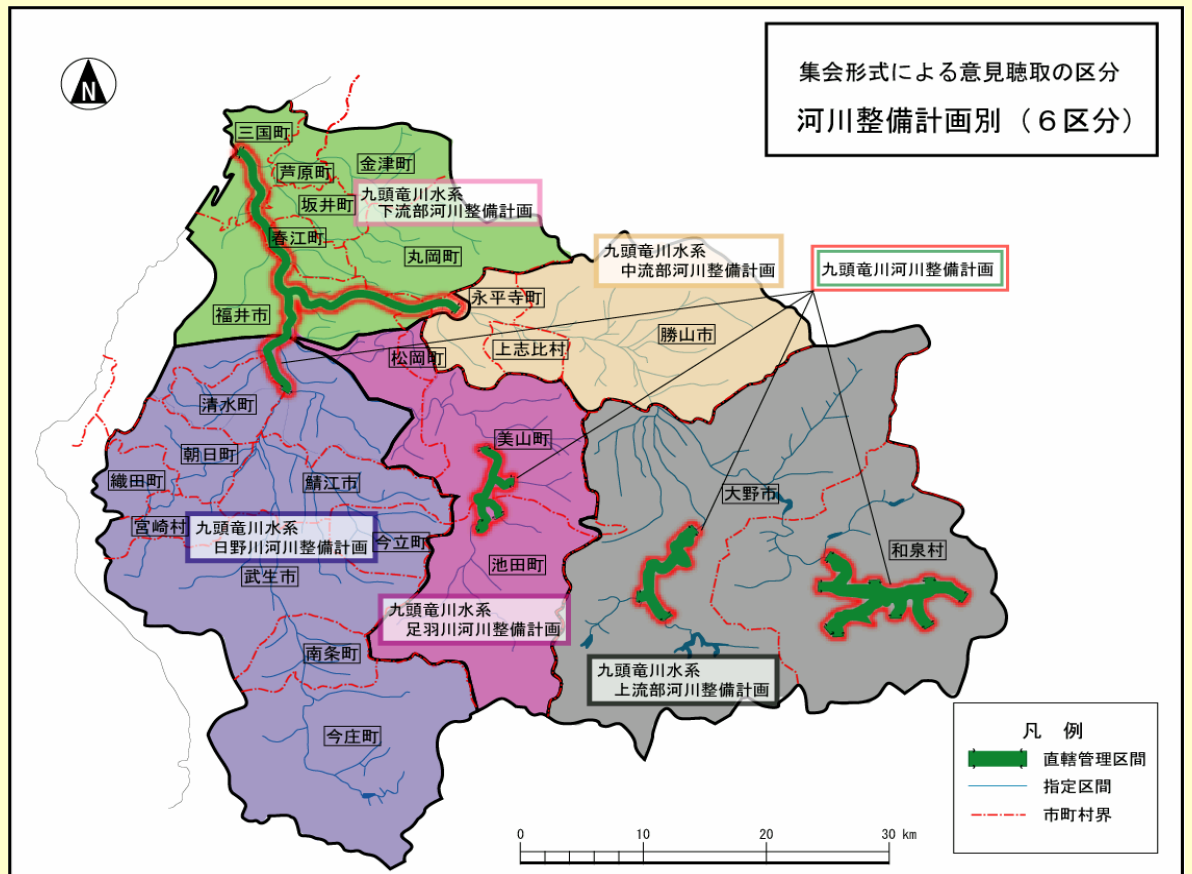
- 1．河川整備計画の6区分ごとに開催。
- 2．河川整備計画の対象となる河川に係る市町村の住民に参加を呼びかける。
- 3．会の冒頭で、河川管理者が原案を説明し、これに引き続き、参加者から意見をいただく。

## これまでの提示内容

### 意見を聴く会について

- 4 . 説明会への住民の参加は自由
- 5 . 会に先立って、住民が河川整備計画原案を閲覧できるよう、国や県の各事務所、県庁等に設置する。
- 6 . 会のあとで、補完として書面やメールによる任意の意見提出も受け付ける。

# これまでの提示内容





## 提示内容に対しての意見

- ・ 河川整備計画原案は、流域委員会の合意賛同を得た形で出される方が、住民の合意も得られやすい。この作成には、流域委員会が大いに関与するべき。
- ・ 原則として住民参加の意見聴取は、河川管理者が主体となって行った方がいい。
- ・ 主催はあくまでも河川管理者が責任を持った方がいい。もし、委員が出席するならオブザーバーだと思う。

## 提示内容に対しての意見

- ・河川管理者が決めた方をお呼びしてというやり方ではなく、自由参加の方がよい。
- ・集会形式は、一番生な声を直接聞けると思う。
- ・ニュースレター等のいろいろな広報手段を活用して、住民が意見をできるだけ出したいようになるようにしてほしい。
- ・6区分毎に行う集会の開催回数等については、地域の状況に合わせて対応してほしい。

**流域委員会での意見を踏まえた  
住民意見聴取（案）**

## 住民意見聴取（案）

- \* 開催時期について
- \* 開催場所について
- \* 開催主体について
- \* 開催方法について
- \* 開催回数について

# 住民意見聴取の流れ

九頭竜川流域委員会でブロック毎の河川整備計画原案（案）の審議

原案（案）の公開のお知らせ

ホームページ、パンフレット、ニュースレター等で、一般に公開されることをお知らせする。

## 集会形式

住民参加

「意見を聴く会」  
・原案（案）の説明を受ける  
・6区分ごと  
・住民は自由参加

住民参加

意見

「意見を聴く会」  
で意見を募集

意見

原案（案）の公開

市町村役場、各事務所、ホームページ、パンフレット、ニュースレター等で、河川整備計画原案（案）が公開され、住民が閲覧できるようにする。

閲覧

各事務所、  
市町村役場等

閲覧

インターネット  
(ホームページ)

閲覧

パンフ  
レット

閲覧

ニュース  
レター

意見

意見

意見

意見

郵送、電子メール、ファックス、意見箱の設置等

意見のとりまとめ

(「意見を聴く会」での意見及び送られてきた意見を取りまとめる。)

河川整備計画原案（案）に住民からの意見を反映

九頭竜川流域委員会でブロック毎の河川整備計画原案（案）の審議

### 開催時期について

- ・河川管理者から「河川整備計画原案（案）」が提示された段階。

### 開催場所について

- ・河川整備計画を策定する6区分。
- ・ブロック毎に住民の「意見を聴く会」として開催。

## 開催主体について

- ・ 河川管理者が実施し、河川整備計画原案（案）に反映させる。
- ・ 流域委員会の委員は、意見聴取の場にオブザーバーとして参加。

## 開催方法について

### 参加形態について

- ・ 住民の参加は自由。

### 会議形式について

- ・ 集会形式。
- ・ 河川管理者が流域委員会での審議内容及び



## 広報・情報公開について

- ・ ニュースレター、ホームページ等で広報及び情報公開を実施。
- ・ 会に先立って、住民が河川整備計画原案(案)を閲覧できるように、国や県の各事務所、県庁等に設置。
- ・ 河川整備計画の対象となる河川に係る市町村の住民に参加の呼びかけを実施。

## 開催回数について

- ・「意見を聴く会」は、基本的に各ブロックで1回。
- ・ただし、地域の状況に合わせて開催回数を設定。